

【重要事項説明書】

居宅介護支援(ケアマネジメント)のしおり

令和7年4月16日現在

□ 事業所の概要

事業所名	在宅介護支援センターみずほ苑
所在地	埼玉県入間郡三芳町竹間沢735-1
電話番号	049-258-9488
FAX番号	049-259-6953
通常の業務の実施地域	三芳町、富士見市

□ 事業所の職員体制

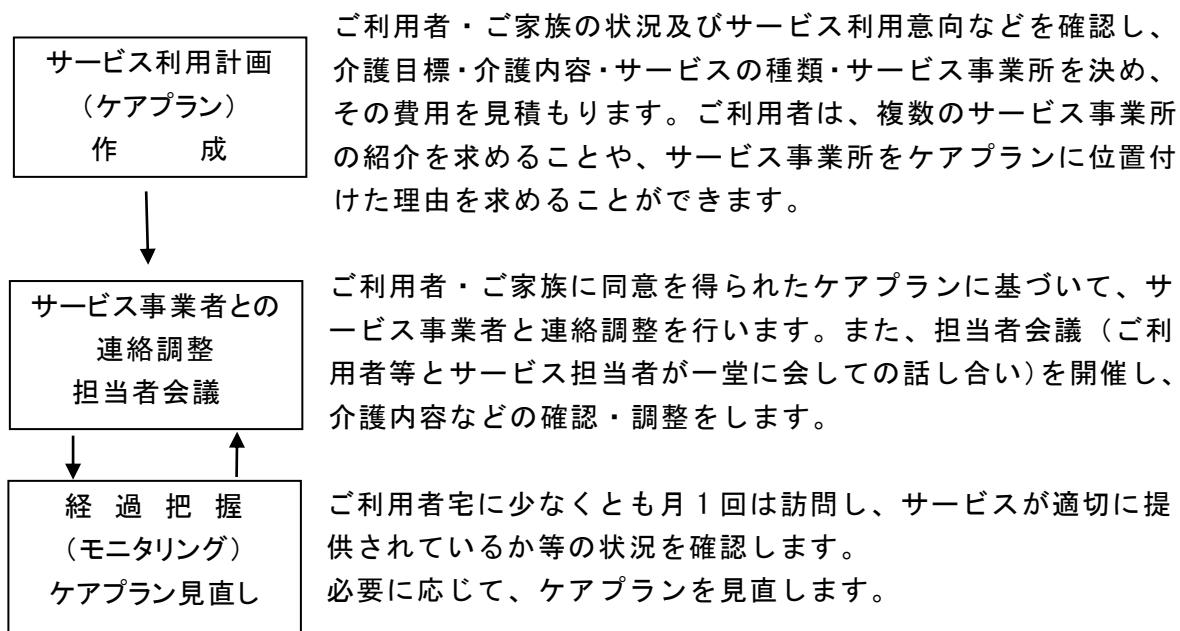
管理者	1名
介護支援専門員(ケアマネジャー)	5名(常勤5名)

□ 事業所の運営の方針

ご利用者とそのご家族の思いに沿って、長期化してきた高齢期をより良く過ごしていただくために、そして、ご家族の社会生活を維持していただくために、ご一緒に良い手立てを考えさせていただきます。

また、サービス事業者の選択に当たっては、ご利用者等の希望を踏まえつつ、公正中立に行います。

□ 居宅介護支援(ケアマネジメント)の内容



□ 相談方法

電話相談：お気軽にお電話ください。

訪問相談：ご自宅に伺って相談をお受けします。

来所相談：事業所相談室にて相談をお受けします。

□ 営業日

月曜日～土曜日 9:00～18:00 (12月29日～1月3日及び祝祭日を除く)

※ 緊急時の対応として、24時間連絡が可能な体制をとっています。

□ 料金

相談料	無料です（全額介護保険でまかなわれます）。※下記参照
交通費	通常の業務の実施地域以外の方は、訪問した場合の実費が必要となります。 ・通常の業務の実施地域を超えた時点から、片道10キロ未満 200円 ・通常の業務の実施地域を超えた時点から、片道10キロ以上 500円

基本料金	居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1・2	1,086単位/月
		担当件数が1～44件	要介護3～5	1,411単位/月
		居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1・2	544単位/月
		担当件数が45～59件	要介護3～5	704単位/月
		居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1・2	326単位/月
		担当件数が60件以上	要介護3～5	422単位/月
	居宅介護支援費（Ⅱ）	居宅介護支援費（ⅰ）	要介護1・2	1,086単位/月
		担当件数が1～49件	要介護3～5	1,411単位/月
		居宅介護支援費（ⅱ）	要介護1・2	527単位/月
		担当件数が50～59件	要介護3～5	683単位/月
		居宅介護支援費（ⅲ）	要介護1・2	316単位/月
		担当件数が60件以上	要介護3～5	410単位/月
個々の状況に応じて算定される加算	特定事業所加算（Ⅱ）			421単位/月
	初回加算			300単位/月
	入院時情報連携加算	(Ⅰ)		250単位/月
				200単位/月
	退所・退院加算	(Ⅰ)イ 連携1回 カンファレンス参加 無		450単位
		(Ⅰ)ロ 連携1回 カンファレンス参加 有		600単位
		(Ⅱ)イ 連携2回 カンファレンス参加 無		600単位
		(Ⅱ)ロ 連携2回 カンファレンス参加 有		750単位
		(Ⅲ) 連携3回 カンファレンス参加 有		900単位
	ターミナルケアマネジメント加算			400単位
	通院時情報連携加算			50単位/月

□ サービスに関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援（ケアマネジメント）及び提供されている各サービスに関するご相談・苦情は、下記の窓口へ遠慮なくお申し出ください。

① 当事業所

苦情受付担当者	担当ケアマネジャー	電話番号
苦情解決責任者	管理者 高野祥弘	049-258-9488

② 当法人第三者委員

熊倉三枝子	電話番号	080-1155-6364
齋藤晋助	電話番号	04-2946-1121(秋草学園福祉教育専門学校)
仲志津江	電話番号	090-7803-8706

③ 公的機関

三芳町健康増進課	049-258-0019
富士見市高齢者福祉課	049-251-2711
埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568

□ 秘密保持

業務上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密は漏らしません。

また、退職後においてもその秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

事業者との連絡調整や会議等において個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書（契約書）により同意を得るものとします。

□ 事故発生時の対応

ご利用者に対する居宅介護支援（ケアマネジメント）の利用により事故が発生した場合には、速やかにご家族及び市町村（保険者）等に連絡を行うとともに、必要な対応をいたします。

□ 当社の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 美咲会	
所在地	埼玉県入間郡三芳町竹間沢735-1	
代表者名	理事長 熊木佐知男	
事業者数等	居宅介護支援（ケアマネジメント）	1カ所
	通所介護・介護予防通所介護	1カ所
	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	1カ所
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1カ所
	介護予防支援・地域包括支援	1ヶ所

令和 年 月 日

以上ご説明しました。サービス提供開始の同意は契約書でお願いします。(説明者 ;)